

ユーキャンの第一種・第二種衛生管理者 速習レッスン 第2版

法改正等にもなう変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等にもない、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第2版 第1刷（2009年11月1日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P. 311	(5) 特別の教育 / 上から1行目	～建築物または工作物の解体等の作業および建築物の壁、～	～建築物、工作物または船舶の解体等の作業、建築物または船舶の壁、～	2012. 1. 20
P. 128	学習のポイント / 上から3行目	● <u>3,000 m</u> 以上の高所では～	● <u>2,500 m</u> 以上の高所では～	2011. 7. 20
	(2) 低圧環境下における業務 / 上から1行目	● 海拔 <u>3,000 m</u> 以上の高山における業務	● 海拔 <u>2,500 m</u> 以上の高山における業務	2011. 7. 20
	(2) 低圧環境下における業務 / 上から2行目	海拔 <u>3,000 m</u> 以上の高所では、～	海拔 <u>2,500 m</u> 以上の高所では、～	2011. 7. 20
P. 230	● 健康管理手帳の交付対象業務と要件 / ⑤	三酸化砒素を製造する工程において～	<u>一定の無機砒素化合物を製造する工程において粉砕をする業務、三酸化砒素を製造する工程において～</u>	2011. 6. 10

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日																			
P. 221	●定期健康診断の診断項目と省略基準	喀痰：胸部エックス線検査で病変なし等で省略可	胸部エックス線：40歳未満の者(20、25、30、35歳は除く)で、以下の(ア)(イ)のいずれにも該当しない者は省略可 <u>(ア) 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている学校、医療機関等の労働者</u> <u>(イ) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者</u> 喀痰：胸部エックス線検査で病変なし等で省略可	2010. 6. 11																			
P. 221	欄外／補足*1の下	※ポイント講義として以下を追加 健康診断の省略基準（医師の判断）は一般定期健康診断も特定業務従事者の定期健康診断も基本的に同じです。ただし、特定業務従事者の場合、胸部エックス線検査の省略基準はありません。		2010. 6. 11																			
P. 223	●雇入れ時健康診断個人票（抜粋）／様式中	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">BMI</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視力</td> <td>右</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>()</td> </tr> </table>	BMI			視力	右	()	左	()	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">BMI</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>腹囲 (cm)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視力</td> <td>右</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>()</td> </tr> </table>	BMI			<u>腹囲 (cm)</u>			視力	右	()	左	()	2010. 6. 11
		BMI																					
視力	右	()																					
	左	()																					
BMI																							
<u>腹囲 (cm)</u>																							
視力	右	()																					
	左	()																					
		<u>総</u> コレステロール (mg/dl)	<u>LDL</u> コレステロール (mg/dl)	2010. 6. 11																			
P. 253	2. 産業医の職務／上から5行目	①健康診断の <u>実施</u> およびその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること	①健康診断および <u>面接指導等の実施</u> ならびにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること	2010. 6. 11																			
P. 308	●主な粉じん作業と特定粉じん発生源／粉じん作業／⑨	⑨屋内においてアーク溶接（ <u>自動溶接を除く</u> ）する作業	⑨屋内においてアーク溶接する作業	2010. 6. 11																			

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日												
P. 348	欄外／用語＊ 1 一定の割増率／下から 2 行目	～賃金を支払わなければならない（第37条第1項）。	～賃金を支払わなければならない。 <u>ただし、当該延長して労働させた時間が1カ月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない</u> （第37条第1項）。	2010. 6. 11												
P. 349	1 行目	～労働に対しては 2割5分以上の率 の割増賃金の支払い義務が生じます。	～労働に対しては 原則 2割5分以上の率 の割増賃金の支払い義務が生じます。	2010. 6. 11												
	③深夜に労働をさせる場合／ 6 行目	～ 時間外労働である場合には5割以上の率 、さらに～	～ 時間外労働である場合には原則 5割以上の率 、さらに～	2010. 6. 11												
P. 349	これで得点UP！	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2割5分以上</td> </tr> <tr> <td>3割5分以上</td> </tr> <tr> <td>2割5分以上</td> </tr> <tr> <td>5割以上</td> </tr> <tr> <td>6割以上</td> </tr> </tbody> </table>	割増率	2割5分以上	3割5分以上	2割5分以上	5割以上	6割以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>原則 2割5分以上</u></td> </tr> <tr> <td>3割5分以上</td> </tr> <tr> <td>2割5分以上</td> </tr> <tr> <td><u>原則 5割以上</u></td> </tr> <tr> <td>6割以上</td> </tr> </tbody> </table>	割増率	<u>原則 2割5分以上</u>	3割5分以上	2割5分以上	<u>原則 5割以上</u>	6割以上	2010. 6. 11
割増率																
2割5分以上																
3割5分以上																
2割5分以上																
5割以上																
6割以上																
割増率																
<u>原則 2割5分以上</u>																
3割5分以上																
2割5分以上																
<u>原則 5割以上</u>																
6割以上																
P. 361	1. 年次有給休暇の要件／下から 5 行目	～（第39条第1項）。	～（第39条第1項）。 <u>なお、年次有給休暇は原則、「1労働日」が単位となっていますが、労使協定により、1年に5日分を限度として時間単位で付与することもできます</u> （第39条第4項）。	2010. 6. 11												
	1. 年次有給休暇の要件／下から 1 行目	～（第39条第7項）。	～（第39条第8項）。	2010. 6. 11												
P. 364	② 年次有給休暇の取得時季／ 2 行目	～（第39条第4項）。	～（第39条第5項）。	2010. 6. 11												
	② 年次有給休暇の取得時季／ 10 行目	～（第39条第5項）。	～（第39条第6項）。	2010. 6. 11												

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P. 365	2行目	～となります。	～となります。 <u>また、年次有給休暇を時間単位で付与した場合には、選択した①～③のいずれかをその日の所定労働日数で割った金額を当該時間に応じて支払います(労基法第39条第7項、労基則第25条)。</u>	2010. 6. 11
	チャレンジ!チェック問題/1	～8割以上出勤した労働者に対しては例外なく～	～8割以上出勤した <u>通常の労働者</u> に対しては例外なく～	2010. 6. 11
P. 388	作業と関係法規の組合せ/作業/下から3行目	⑨ 屋内においてアーク溶接(<u>自動溶接を除く</u>)する作業	⑨ 屋内においてアーク溶接する作業	2010. 6. 11

■「第2版 第2刷 (2010年10月13日)」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P. 311	(5)特別の教育/上から1行目	～建築物または工作物の解体等の作業および建築物の壁、～	～建築物、工作物または船舶の解体等の作業、建築物または船舶の壁、～	2012. 1. 20
P. 128	学習のポイント/上から3行目	● <u>3,000m</u> 以上の高所では～	● <u>2,500m</u> 以上の高所では～	2011. 7. 20
	(2)低圧環境下における業務/上から1行目	● <u>海拔3,000m</u> 以上の高山における業務	● <u>海拔2,500m</u> 以上の高山における業務	2011. 7. 20
	(2)低圧環境下における業務/上から2行目	<u>海拔3,000m</u> 以上の高所では、～	<u>海拔2,500m</u> 以上の高所では、～	2011. 7. 20
P. 230	●健康管理手帳の交付対象業務と要件/⑤	三酸化砒素を製造する工程において～	<u>一定の無機砒素化合物を製造する工程において粉砕をする業務</u> 、三酸化砒素を製造する工程において～	2011. 6. 10